

環関地廃発第1607221号

平成28年7月22日

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人 殿

関東地方環境事務所長 笠井 俊彦



指定廃棄物の指定取消し通知書

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第14条の2第2項前段の規定に基づき、平成28年6月28日付けで貴殿より申出のあった下記の指定廃棄物に係る指定の取消しについて、同項後段の規定に基づき、平成28年7月23日付けで当該指定を取り消すこととなったので、同条第4項第1号に基づき通知します。

記

1. 指定を取り消す指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先
千葉市新港清掃工場
千葉県千葉市美浜区新港226番地1
043-242-3367
2. 指定を取り消す指定廃棄物の種類
ばいじん（溶融集じん灰固化物）
3. 指定を取り消す指定廃棄物の数量及び指定番号
フレキシブルコンテナ6個（1個当たり約0.7t、1m³） 約4.2t、6m³
関東120326D010

注：指定の取消しを受けた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令に従って適正に処理を行うこと。

平成28年7月22日

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人 殿

関東地方環境事務所長 笠井 俊彦



指定廃棄物の指定取消し通知書

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第14条の2第2項前段の規定に基づき、平成28年6月28日付けで貴殿より申出のあった下記の指定廃棄物に係る指定の取消しについて、同項後段の規定に基づき、平成28年7月23日付けで当該指定を取り消すこととなったので、同条第4項第1号に基づき通知します。

記

1. 指定を取り消す指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先
千葉市新港清掃工場
千葉県千葉市美浜区新港 226 番地 1
043-242-3367
2. 指定を取り消す指定廃棄物の種類
ゼオライト（使用済み）
3. 指定を取り消す指定廃棄物の数量及び指定番号
フレキシブルコンテナ 8 個 約 3.5t
関東 140715H172

注：指定の取消しを受けた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令に従って適正に処理を行うこと。